

利府町復興整備協議会特別会議 議事録

|        |                                      |  |
|--------|--------------------------------------|--|
| 日 時    | 今回（第1回）                              | 平成25年1月21日（月）15:30～16:00   |
| 場 所    | 宮城県庁9階 第一会議室                         |  |
| 復興整備事業 | その他施設の整備に関する事業<br>（災害公営住宅整備事業（加瀬地区）） |  |
| 出 席 者  | 利府町                                  | 地域整備課長 本郷 昭彦<br>地域整備課 参事兼事業推進班長 村田 政文<br>震災復興推進室 震災復興推進班長 菅野 勇   |
|        | 復興庁                                  | 宮城復興局 政策調査官 藤田 文彦<br>宮城復興局 主査 児玉 昌也  |
|        | 宮城県<br>農業会議                          | 事務局長 氏家 清明   |
|        | 利府町<br>農業委員会                         | 会長 小松 一雄   |
|        | 宮城県                                  | 土木部都市計画課 副参事兼課長補佐（総括担当） 鈴木 隆博<br>土木部復興まちづくり推進室 室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄<br>土木部技術参事兼建築宅地課長 佐伯 正博<br>土木部復興住宅整備室 技術主幹 佐藤 和裕<br>農林水産部農業振興課 技術補佐（総括担当） 佐野 幸一<br>震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉 |

○ 協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 課長補佐（総括担当） 田村）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

利府町復興整備協議会規約により、利府町長代理人の本郷地域整備課長が議長となる。

（利府町 地域整備課長 本郷）

利府町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（利府町事務局 震災復興推進室 震災復興推進班長 菅野）

利府町復興整備計画（案）について、様式第2及び復興事業総括図、土地利用構想図により説明。

（利府町 地域整備課長 本郷）

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(利府町 地域整備課長 本郷)

次に、今回の利府町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(利府町事務局 震災復興推進室 震災復興推進班長 菅野)

様式第8及び様式第13により説明。

(利府町 地域整備課長 本郷)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の農業振興課から補足することはございませんか。

(県 農林水産部農業振興課 技術補佐(総括担当) 佐野)

特にありません。

(利府町 地域整備課長 本郷)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県農業会議事務局長の氏家様、いかがでしょうか？

(宮城県農業会議 事務局長 氏家)

特に異存ありません。

(利府町 地域整備課長 本郷)

続いて、利府町農業委員会会長の小松様、いかがでしょうか。

(利府町 農業委員会 会長 小松)

農業振興、農地保全の立場からするといかなものかと考えている。しかしながら、千年に一度、未曾有の大震災のためなのでやむを得ないものとする。また、用排水機能の維持も図られるということなので、特に異存ありません。

(利府町 地域整備課長 本郷)

その他、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(利府町 地域整備課長 本郷)

次に、今回の利府町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について、事務局より説明願います。

ます。

(利府町事務局 震災復興推進室 震災復興推進班長 菅野)

様式第10、概要を示す書類（設計説明書・土地利用計画図）により説明。

(利府町 地域整備課長 本郷)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(県 土木部技術参事兼建築宅地課長 佐伯)

特にございません。

(利府町 地域整備課長 本郷)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(利府町 地域整備課長 本郷)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(利府町 地域整備課長 本郷)

以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 課長補佐（総括担当） 田村）

○協議結果

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・災害公営住宅整備事業（1地区）の区域に係る東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく農地転用の許可について、協議会で了承された。</li><li>・災害公営住宅整備事業（1地区）の区域に係る東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく開発許可について協議会で了承された。</li></ul> |
|---|